

岩手県告示第 651 号

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 29 条第 1 項の規定により、法第 3 条第 1 項の許可を次のとおり取り消した。

平成 18 年 5 月 19 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1(1) 処分をした年月日 平成 18 年 4 月 17 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社井上工務店

イ 主たる営業所の所在地 釜石市甲子町第 10 地割 461 番地 10

ウ 代表者の氏名 井上滋

エ 許可番号 岩手県知事許可（特-13）第 3 号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 4 月 13 日付けで土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

2(1) 処分をした年月日 平成 18 年 4 月 20 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 尾形工務店

イ 主たる営業所の所在地 下閉伊郡山田町豊間根第 6 地割 4 番地

ウ 代表者の氏名 尾形政雄

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-14）第 539 号

(3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 4 月 19 日付けで土木工事業、建築工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

3(1) 処分をした年月日 平成 18 年 4 月 4 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社中央設備

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市本町通三丁目 10 番 2 号

ウ 代表者の氏名 尾形祐己

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-14）第 809 号

(3) 処分の内容 水道施設工事業及び消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 4 月 4 日付けで水道施設工事業及び消防施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

4(1) 処分をした年月日 平成 18 年 4 月 4 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社中央設備

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市本町通三丁目 10 番 2 号

ウ 代表者の氏名 尾形祐己

エ 許可番号 岩手県知事許可（特-14）第 809 号

(3) 処分の内容 管工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 4 月 4 日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

- 5(1) 処分をした年月日 平成 18 年 4 月 14 日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 盛岡ガス工業株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市東見前 7 地割 152 番
 - ウ 代表者の氏名 岩館修
 - エ 許可番号 岩手県知事許可(般-14)第 1167 号
- (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 4 月 4 日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 6(1) 処分をした年月日 平成 18 年 3 月 31 日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 竹田工業株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 宮古市津軽石第 13 地割字大判川 365 番地 15 号
 - ウ 代表者の氏名 三浦辰吉
 - エ 許可番号 岩手県知事許可(般-13)第 3020 号
- (3) 処分の内容 塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 3 月 31 日付けで塗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 7(1) 処分をした年月日 平成 18 年 4 月 25 日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 有限会社みちのく電気
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市東仙北二丁目 8 番 44 号
 - ウ 代表者の氏名 奥田達夫
 - エ 許可番号 岩手県知事許可(般-13)第 5544 号
- (3) 処分の内容 電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 4 月 24 日付けで電気工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 8(1) 処分をした年月日 平成 18 年 4 月 11 日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 有限会社田家無線電機商会
 - イ 主たる営業所の所在地 久慈市新中の橋第 4 地割 32 番地 14
 - ウ 代表者の氏名 伊藤良一
 - エ 許可番号 岩手県知事許可(般-13)第 6422 号
- (3) 処分の内容 電気通信工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 4 月 11 日付けで電気通信工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 9(1) 処分をした年月日 平成 18 年 3 月 31 日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 久保田建設
 - イ 主たる営業所の所在地 宮古市津軽石第 11 地割 124 番地 2 号
 - ウ 代表者の氏名 久保田四郎

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-13）第 7169 号

(3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 3 月 31 日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

10(1) 処分をした年月日 平成 18 年 4 月 17 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社笹原組

イ 主たる営業所の所在地 紫波郡紫波町高水寺字稲村 43 番地 12

ウ 代表者の氏名 水本實

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-17）第 7348 号

(3) 処分の内容 大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 4 月 17 日付けで大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

11(1) 処分をした年月日 平成 18 年 4 月 20 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 東工株式会社

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市紺屋町 4 番 28 号

ウ 代表者の氏名 関口正雄

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-16）第 9148 号

(3) 処分の内容 大工工事業及びタイル・れんが・ブロック工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 4 月 19 日付けで大工工事業及びタイル・れんが・ブロック工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

12(1) 処分をした年月日 平成 18 年 4 月 13 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 キタダ株式会社

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市南大通一丁目 10 番 24 号

ウ 代表者の氏名 北田正彦

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-13）第 9447 号

(3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 4 月 12 日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

13(1) 処分をした年月日 平成 18 年 4 月 18 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 ダイシン建設

イ 主たる営業所の所在地 奥州市胆沢区小山字上大畑平 60 番地

ウ 代表者の氏名 高橋宮治

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-14）第 9909 号

(3) 処分の内容 とび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 4 月 3 日付けでとび・土工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

14(1) 処分をした年月日 平成 18 年 4 月 5 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社東和テクノサービス

イ 主たる営業所の所在地 花巻市東和町中内 1 区 110 番地

ウ 代表者の氏名 千葉陸子

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-15）第 40054 号

(3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 4 月 5 日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

15(1) 処分をした年月日 平成 18 年 3 月 30 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 佐藤大工

イ 主たる営業所の所在地 釜石市甲子町第 16 地割 3 番地 205

ウ 代表者の氏名 佐藤達也

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-17）第 110036 号

(3) 処分の内容 大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 3 月 30 日付けで大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。